入会権の解体と権利意識口

生田谷入会訴訟判決を素材として一

泰

弘

野

村

匹

入会権の権利意識

五 四 Ξ

結

び

判決の検討(以上前号) 生田谷訴訟の概要

はじめに 目

次

入会権の権利意識(以下本号)

(--)

判

決

後

になる」と控訴を促したが、もう原告側は控訴するということではまとまらなかった。訴訟提起の時から本判決が出 本判決が出た後、原告は控訴を断念し、判決は確定した。原告側の訴訟代理人は、「控訴しないと権利を失うこと

— 146 —

たのである。

裁判は制度としては三審制であっても、判決まで一○年待った生田谷の入会権者の意識の中には控訴

上告審というものは存在しないのである。

するであろうから、さらに要する年月と費用と精神的労苦を考えた場合、これ以上訴訟を続ける気持ちにはなれなか 訴審判決を勝ち得たとしてもその間一審で敗訴したという事実は拭えない。また、 ことだけがこの間の支えであった。そうして、ひたすら待ってきた判決が、原告らの主張(それは共有入会権の本質 守るために起こさざるを得なかったものである。自分達が生田谷入会集団にとって正しいことを主張しているという する入会権者) 落内には多少のぎくしゃくした雰囲気も生まれた。 でもある)をまったく無視したものであったため、そこですべての気力は尽き果てたのである。 たものではなかった。この訴訟はS開発の入会権を否定する挙(離村失権者からの持分の買取)に対抗して入会権を になった人達には、 るまでに九年余りを要している。 が病に倒れたこともあり、これ以上訴訟を続けていこうということにはならなかったのである。 ただ古くから伝わる生田谷の入会権を守っていこうという意識があっただけであり、 この期間は生田谷の入会権者にとってはあまりにも長い年月であった。 また、訴訟において原告側の支柱でもあったT氏 控訴審で勝訴してもS開発は上告 控訴し「勝訴」 (登記名義を有 私利を求め その間 の控 に部

が当然の前提とされるようになった。それに伴って、S開発が生田谷入会集団に支払うべき賃料(S開発は、 った。まず、 入会権者にも支払われるべきものであるにもかかわらず、S開発は登記名義を有しない入会権者には権利 賃料を、 一名分の登記簿上の共有持分を取得するに至ったとして、一方的にその持分相当額を减額した上でゴルフ場用: 本判決確定後の生田谷では、 がないとして払おうとせず、そこで原告側は、 |和五九年一二月一日付で供託していたが、訴訟終結後、 入会地盤の権利関係については、離村者を含めた登記名義人四五名の民法上の共有地であるということ 原告敗訴という事実が、 とりあえず訴訟の中心となった者三名(委員長でありかつ登記名 それをさらに進めた権利意識および権利関係を生むことにな その供託金を取り戻していた) につい 、ては、 (地盤) あ

供託金の分配は、 ためて三名は、 りだったので、「登記名義のある者が来なければ供託金は渡せない」とNは支払おうとはしなかった。 う一人の計三名) の一の割合で分けたもの、金額として一五万円ほどを(これ限りという条件で)渡されたのである。 負担するということ自体も勝手にNが決めたことである)、残りを、登記名義人一に対して登記のない入会権者二分 分に応じた額から被告の要した弁護士費用七百数十万円の二分の一にあたる額を差し引いたうえで(この二分の一を はかわいそうだからと、原告側の登記名義を有しない入会権者には、原告に参加した登記名義を有する入会権者の持 義を有する入会権者であるT氏は病床にあるため行くことができず、原告側の訴訟委員であった副委員長と会計とも 供託金を受けとることを記し署名押印した書面を持参し、ようやく原告分の供託金が渡された。 がS開発の社長Nに挨拶に行き供託金の支払いを求めたが、その三名は登記名義を有しない者ばか 登記名義を有する者のみが分配する権利を有することを前提に計算されたものであり、 そのためあら ただそれで この

から 付けてきたものか 結論ではなかろうか。訴訟に負けたということは全面的敗北、 までは が働いたものか。それとも、勝訴側(といってもそれはほとんどNの意思であろう) これではまさに四五名の共有地上に二一名の地役入会権が存在し、その地役入会権が消滅したというのとまるで同じ としても、彼ら登記名義を有しない入会権者にも共有持分権は存在すると考えている(この点については後述する)。 生田谷の共有入会権は法的には今日も存続していると解しているし、 この分配自体、 までには消滅したので原告の請求は棄却するといっているだけであって、では、 まったく根拠のないことである。どうしてそのような結論に至ったのか、筆者には不思議でならない。 (争点になっていないので) 言及していない。 判決は入会地盤の所有者は登記名義人である四五名であるということを判示しているわけではない (そのいずれでもあろう)。しかし本判決は、入会権は遅くとも本件訴訟提起の頃 したがって登記名義を有しない入会権者がそのような譲歩をす 無条件降伏であるという「全てか無か」 百歩譲って判決がいうように入会権が消滅した 誰が権利者かという点について がいっそう理不尽な要求を押し (昭和五九年八 的な権利意識 筆者は、

てみたいと思う。

登記名義人に対して権利(所有権)の放棄をしたと解さざるを得ない もなくば、入会地は入会権の消滅によって、(被告らの主張によれば)六六名の共有地となったとして、入会権者が 義人に属し、 べき理由はないといえる。少なくとも、今回の話し合いの中で押しつけられた結論は、入会地の地盤所有権は登記名 騙しとられたような結論である。これはまさに生田谷の入会権の改ざんでもあろう。 入会権者に対して権利(所有権)の放棄をしたと解さざるを得ない)。よく言えば、誤解に流された、 五〇名の共有地に転じた後に、登記名義を有しない入会権者から、登記名義を有する離村者および登記名義を有する 入会権者はその土地を利用・収益する権利を有していたにすぎない、ということと同じことになる。 (原告らの入会権確認の主張をもとにすれば、 悪く言えば、 さ

るを得ないであろう。 消滅してしまったかのような状況を呈している。これを再び以前のように戻すことはきわめて困難になったといわざ 者も含まれる)自治会のみが残ることとなった。法律上は入会権は消滅していないとしても、事実の上では入会権は

こうして、生田谷の入会集団たる部落組織はなしくずし的に崩壊し、現在では行政組織としての(入会権者以外

という点も含めて)、それはいつごろからなのか、またそれは法的確信に基づくものなのか。一方、原告側である登 滅したという意識をもつようになったのか(もっともそれ以前に本当に彼らが入会権は消滅したと主張しているのか 消滅を認むべき一指標として重視しているようである。ではどうしてその三分の一の者が原告に加わらず入会権は消 記名義を有しない入会権者達が、どうして判決の後、自分達には権利がないということで納得してしまったのか等に ついて、入会権の解体過程における入会権者の権利意識の変化に焦点を当てつつ、本件生田谷入会紛争をふりかえっ すでにみてきたように本判決は、 入会権者の三分の一の者が入会権の消滅を主張しているとし、この点を入会権の

二 入会権における権利意識の特質

史にもよっているといえるであろう。 外に対する権利意識は、 に各構成員に分配されるというように、個人の権利よりも集団としての権利が優先されるものだからでもある。また 利を守ることに意識が向けられるのである。それは入会権という権利が、一次的には村落共同体に享受され、二次的 意識の違いをみせる。内においては分かち合い(もっともそれは統制に従うという条件付きだが)、外に対しては権 意識をもつものだといえよう。 つの大きな家族のように)「皆のもの・我々のもの」という意識に支えられており、集団の内と外では著しい権 その権利意識の面からみれば、集団の内に対しては寛容な権利意識をもち、外に対しては排他的 入会権はかつては数ヶ村入会も多く部落の権利の範囲をめぐる争いが絶えなかったという歴 入会権は一つの村落共同体を基盤として成立し、その共同体の中で育まれる (それ

同体と一体として存在する権利であり、 入会権が「部落紐帯の基礎」となり集団の絆を強めることにも寄与した。このように入会権は農村における仲間的共 いう生活の中から生まれ、かつ、こうした権利意識が入会権の存続を担保してきたものといえる。 こうした入会権の権利意識は、 同じ地域に住み、同じ農林業を営み、労苦をともにして山林原野を維持してきたと それは入会権の得喪にも現れている。 そして時には逆に

くの場合それは、 仲間として認知されることが要求される。このほかに資格取得に入村金(または物)を要する入会集団もあるが、 つては豆腐一箱と酒一升という時代があった)。もっとも造林などの資産を有する部落においては、 んでいて、最終的にいわば儀礼的・挨拶代わりとして行われることも少なくない(本件生田谷入会集団におい に定住することが条件としてあげられる。次に、部落(入会集団)の行事に参加し、 たとえば、入会権者の資格取得について、入会集団への加入(組入り)が認められるためには、 入村金が対価的な意味を含んだ決定的な条件というのではなく、 それ以前に実質的な資格審査は済 義務としての共同作業に従事し、 まず第一に、 その権利は組 てもか

といえよう。

権的な色彩を帯びてくるから、入村金の意味合いも異なり、その支払いは組入りの重要な条件とされる場合が 間は賃料の分配を受けることはできないとされた)。 (本件生田谷入会集団でも昭和五七年頃に加入が認められたMは二万円を組入り金として支払っている。 但し、 かある

の喪失を意味するものであった。この他部落への持分の流出の禁止は、外に対しての排他的な権利意識を表しているの喪失を意味するものであった。この他部落への持分の流出の禁止は、外に対しての排他的な権利意識を表している は今日においても変わることなく、他の地に転出し入会集団を離脱し仲間でなくなるということは、 収益を共同でなすところに始まったものであり、この地域的・経済的仲間共同体と権利の一体性という入会権の特質 その集団的統制の下に農耕に必要な肥料や牛馬の飼料、および日常生活に必要な燃料や山菜などの入会稼ぎ等の利用 に照らせば理解し得るところであろう。すなわち入会権は、当該地域(村落)に住む農民が仲間的共同体を構成し、 から転出・離脱した者は一切の権利を失うというものであるが、この条項のもつ重みは入会権の沿革およびその本質 入会権の喪失に関しては、ほとんどの入会集団において離村失権の慣習 (規約) がみられる。 すなわち入会権 これは、

いては、 といえる。 農家の場合、農作業は労力を補い合ってなされることが当然とされていたからそうした共同体意識も育まれ易かった 問題としても、 このように、 このように、離村失権の原則は入会権の本質的要求であるといえる。但し、どんな段階でいつの時点で、入会集 ||共同体という意識は、 入会集団が地域を核とした仲間的共同体であることからくる当然の帰結であると考えられる。 農家以外の者、 この①と②は、 地域を離れてしまってはその構成員としてなすべき義務を果たせず、利益も享受できないからといえ 入会権における「皆のもの・我々のもの」という意識は仲間的共同体という意識に支えられ、 ①共に同じ地域に住み、②同じ仕事をしているところから生まれたと考えられる。 例えば駐在さんが入会権者とはなり得ないのも②の要件を欠くからである。 いずれが欠けてももはや共同体の一員とは認められなくなるものである。 同じ地域に住ん また、 ①の要件につ 現実の

は 等も果たさない場合には、もはや帰村の意思はないものとして離脱したものとみることができようが、 る入会権者が転勤で転出したが、 団から離脱したといえるかは微妙な問題ではある。 なお離脱とはみなされずに、 権利者たることもあり得よう。いずれにしてもこれは形式的にではなく実質的にと 田畑、 家や墓を部落に残し、かつ一定の義務も継続して果たしているような場合に 例えば、 田畑、家を処分して墓も移して転出し、かつ一定の義務 兼業農家であ

三 利用形態の変容と権利意識

らえる必要があろう。

す等の承諾・合意を得ることを要するが、共有入会権においては自ら主体となってなし得るのである。このように、 会権では地盤所有権者の承諾を要すると考えられるのに対して、共有入会権では入会集団の意思のみでなし得るから きよう。 利用形態に限ってみれば、 者ほどには権利意識は強いものではないといえよう。ただ、この権利の意識は、毛上物の採取を主とする古典的共同 権利意識の対象は入会地盤の上に生育したもの(毛上物)についてのみという違いがある。 るのに対して、地役入会権においては、 する入会権(以下、「共有入会権」という)と地役入会権とではその権利意識には質的な差がみられる。 においては入会地盤は当該入会集団の所有になるものであるから、「われわれのもの」という権利意識が強く育まれ において顕著にいえることと思われる。同じく入会権といっても、生田谷入会集団の入会権のような共有の性質を有 以上で述べたことは古典的な入会権において、それも共有の性質を有しない入会権 同様に、 しかし契約利用に至っては大きな差が生じる。まず、契約利用に供すること自体について、 団体直轄利用においても、地役入会権においては、市町村などの地盤所有者と分収造林契約を交わ 地盤所有権に対する意識が稀薄なために、 地盤所有権は当該入会集団以外の者若しくは団体が有するものであるから、 両者の間にはほとんど差がないということもで (以下、「地役入会権」という) したがって一般的には前 いわゆる地役入 共有入会権

共有入会権と地役入会権の権利意識の差は、 į, わゆる貨幣経済的入会利用に至ってより具体的に認めることができ

よう。

ていなかったといえ、平たく言えば、権利を失うことに未練がなかったといえよう。 事実によって現実の利用収益から遠ざかるために、離村=失権を観念しやすかったといえる。 ついても、 入会権の利用形態には、 いわゆる古典的共同利用形態としての入会権は、 たとえそれが共有入会権であっても、 ①古典的共同利用形態、 そこではほとんど入会地の資産的価値 ②団体直轄利用形態、 採草、 採薪、 放牧といった利用収益が中心であり、 ③分割利用形態、 (地盤所有権) 契約利用形態などが そして失われる権利に には注目され >ある

ところが、社会経済生活の変化に伴い、

かつての共同利用収益の必要性が薄れ、代わって資本投下による貨幣経済

受できないことにもなりかねない。そこで離村による失権に対して某かの補償がなされるべきではないかという考え 伐採の前に離村した入会権者にとっては、造林のための費用を負担し労役をかけたにもかかわらずその利益は何も享 村して権利を失ったとしても何も思わなかったものが、造林は年月をかけて育てその後に収益するものであるから、 れであるが、ここで問題が生じたのは、 的利用が入会権の中心的なものとなってくると事情が変わってくる。たとえば団体直轄利用としての造林事業等がそ そうした補償は一般に大した額でないことが多いようである。 も生まれ、 実際にそのようにするところも出てきた。もっとも、 かつては野山に存在する天然木や草を収益することが主たるものであり、 離村者には帰村復権という道も残されているから、

山としこれを賃貸に供するだけで賃料等の収益が転がりこんでくる。 また自ら利用するものでないから地域との関係も薄れてくる(どこにいても利益は享受できる)。 資格も曖昧になり こうした権利意識の変化をより助長したのが契約利用形態である。 賦役はそれに参加することによって集団意識の形成を促進し、 契約利用は何ら投資を要せず、 契約利用では賦役と利益享受の関係が断たれる。

ま

がちである(農家である必然性も薄れる)。本来、

いう、 た入会権者としての資格を徴表するものであったが、 入会権者の権利意識の面では、 危うい状態にあるといえる。 共同体意識を育むものが弱くなる一方で入会地盤の資産的価値に注目が集まると 契約利用形態においてはそうした機会が少なくならざるをえな

う。 し保安林区域に指定された関係で植林を行ったことはある)。 割を契約利用に供するに至っている。 古典的共同利用は昭和四○年頃までは盛んに行われていたが、その後は少なくなり、昭和四一年からは入会地の約四 じたために明治二六年の共有山契約書によって入会権が強化されるところとなり、その後は行われていない。また、 入会権の今日的問題(すなわち共有入会権の地盤の所有権と登記の問題)があることを理解しておく必要があろう。(※) いろいろな思惑が交じり、微妙な権利意識の違いをみせることにもなる。本件生田谷入会紛争の根底には、こうした 間 題となる。 村により失権しても異議を唱えなかった者でも、 に異議を唱え、または地盤所有権は失っていないと主張することがある。とくに離村者に登記が残っている場合が問 !であった離村者に対してはそう強い形では現れにくい。離村者の縁者が部落に残っている場合にはなおさらであろ なお、生田谷共有林の利用形態については、 さらに問題なのは、 離村失権を唯一の理由として、彼らに権利は一切ないと言うことがためらわれてくる。ここにきて共同体意識は 離村者の要求に対して部落では困惑することになる。 入会地が売却の対象となった場合である。 団体直轄利用としての造林事業は生田谷共有林においては行われていない 分割利用は明治二六年頃までは行われていたが、入会慣行に乱れを生 現実に金銭に換価されると、 入会権の外に対する排他的権利意識も、 資産価値が注目に値しないものであった時代には離 あわよくば分け前に与かろうと、 かつては仲 (但

四 生田谷入会権者の権利意識の変化

生田谷入会集団における入会権者の権利意識は、 部の登記名義を有する入会権者の間で、三原市への入会地の売

九

却 †の前後から変化をしているということができる。ここではその権利意識の変化を、 連の事実を追いながらみてい

入会地の一部を本件被告の開発に賃貸する時点(昭和四一年一二月)

١

決定は入会権者全員の部落総会でなされており、契約も入会集団の代表者名でなされている。そして賃貸の決定に際 者が、ゴルフ場に賃貸された土地は生田谷入会集団に総有的に属する入会地であること、登記の有無にかかわらず現 部をゴルフ場用地として賃貸することを決定した(その後昭和四九年に追加賃貸され入会地の四割を占めるまでにな しては、 に部落に居住する入会権者五○名がその権利者であるという共通の認識があったと考えられる。 った)。生田谷入会集団にとってはじめての契約利用である。この時点では、S開発もNも、そしてすべての入会権 昭和四一年一二月、生田谷入会集団では、入会権者の一人であるNが社長をつとめるS開発に対して、入会地の 離村して入会権を失った者にはたとえ登記があろうとも何の連絡もしていない。これは、登記があっても離 賃貸に供することの

えよう。しかしながら、この契約利用による収入は、一面で、地盤所有権に意識が向けられるきっかけとなったとい 者と有しない入会権者の入会権の内容に差がなかったこと、そういう権利意識もなかったことを表しているものとい 年分の二三〇万円は、 に充当し、その後は、登記の有無にかかわらず均等に入会権者に分配されている(例えば、供託に至る前の昭和五八 S開発からの賃料収入は、いったん部落の会計にいれた後に、その三割から四割を生田谷入会集団の共益費 一戸あたり三万八千円として均等に分配されている)。このことは、 登記名義を有する入会権

村者には権利がないということを当然のように考えていたからに他ならないであろう。

— 137 —

2 入会規約の改正の時点(昭和四二年一月)

えるであろう。

生田谷入会集団では、S開発に賃貸することを決めた後、昭和四二年一月に入会規約を一部改正し、「他市町村か

徳

入会集団の権利関係を明確にしておく必要があったからである。ここにも入会権の内と外に対する権利意識の違い、 会権者と有しない入会権者との間に権利の差は存在しない。 なるのである。ところで、この改正された規約をみる限り、すでに入会権者である者について、登記名義を有する入 すなわち集団の外に対する排他的な権利意識をみることができよう。金銭の分配は外に対する排他性を強めることに 年に再度改正され、 ら生田谷入会集団に転入した者は山の組入りをすることができないとする」という規定を追加した(後に、昭和四七 分家のみは組入りが認められることになった)。これは、S開発からの賃料の受け入れを機に、 もしそのような差が現実にあるとするならば、 何らかの

3 三原市との売買契約が結ばれた時点(昭和五一年三月)形でこの規約中に盛りこまれていたと思われる。

手方は生田谷入会集団であり、入会地の売買は現在の入会集団構成員の全員の同意さえあれば(登記名義人の同意な おいても、登記簿上は四五名の記名共有になっていても、この地盤が入会財産であること、したがって買収交渉の相 すでに離村により一切の権利を失い地盤に対する権利はないという認識があったものと考えられる。また、三原市に 約は土地の賃貸と異なり入会地の処分であるから、権利者に無断で話を進められるわけはなく、離村者については、 五○名がその権利者(入会地盤を総有的に所有する者)であると考えていたことは間違いないであろう。この売買契 このときも、 1と同様、 契約は入会集団の代表者名でなされており、入会地盤は登記の有無にかかわらず入会権者

4 移転登記~訴訟提起の時点(昭和五三年一月)

しに)なしうると考えていたものと思われる。

対応をすることになった。すなわち、登記名義を有する入会権者については、 頃からであると思われる。この移転登記手続において、登記名義を有する入会権者と有しない入会権者とでは別個 登記名義を有する入会権者と、これを有しない入会権者との間に権利意識の差が生じたのは、 表示登記をもとに現在の入会権者 この移転登記手続 の

地盤所有権をめぐる権利意識に少なからぬ影響を与えたのではないかと考えられる。 得という方法によることとしたが、このような弁護士の入会権観は、ともに訴訟の協議に参加していた部落の役員の 紹介した弁護士は、 とになったものである。この取得時効を請求原因とする訴訟手続にはすでに指摘したような問題があるが、三原市の ようということになり、そのために、登記名義を有しない入会権者が原告となり、離村者に対して訴訟を提起するこ (形式上は相続を原因とする)移転登記をした後にすぐに三原市へ移転登記がなされたが、登記名義を有しない 三原市の指導の下に、訴訟手続によって現在の入会権者にいったん登記を移した後に三原市へ移転登記をし 「賃貸借に供しているのでは入会権ではない」という見解をもっていたようで、 所 有権 の時効取

者がいなかった点は注目してよいであろう)、そしてこのことは登記名義を有する入会権者とそうでない入会権者と ら)他の共同相続人の承諾を得るためになにがしかのお金を判をついてもらうために支払ったりしたことから、 では権利に差があるのではないかという考えを生む素地となったものと推察される。 で同じ分配金では不公平だという不満も一部には出ることとなり(ただこの一戸一権という入会慣習に疑問をはさむ の行動をとることとなったが、その際、 なお、 このように、三原市への移転登記に関しては、登記名義を有する入会権者と有しない入会権者の両者がはじめ 離村者に対する訴訟では登記名義を有しない入会権者のみが原告となっているが、(はじめは全員が 登記名義を有する入会権者の間では、(入会権は一戸に一権利であることか ?原告と 一一別

5 **昭和五五年和解の時点**(昭和五五年一一月)

なる予定であった)これは、三原市の指導の下に部落の総会で決定されたものであり、

また、

実際の訴訟遂行は部落

役員によって行われていたから、集団は一体となってこの訴訟に当たったとみることができよう。

実際には離村者中二名の者が争い、訴訟はむしろ原告側に不利な形勢になってしまった。こうした訴訟の成り行きに、 訴訟を提起する際の弁護士の話では、 離村者達はわれわれの主張を認め、 争わないだろうということであったのに、 徳

も繋がったものと思われる。

う。そしてそれは登記名義の有無によって権利の内容に違いがあるのではないかという意識をいっそう強めることに ということ)が分かるにつれて、 入会権者達は当惑せざるを得ず、また、この訴訟がうまく運ばないこと(つまり登記を移転させることが困難である 入会権者の一部に、「登記は強い」という印象を与えたことは否定できないであろ

下げがなった。 のである。 説明があったためであり、やむをえずとりあえず争う二名についてだけは「所有権の持分権」を認めることになった という慣習に反することから反対が多かったためである。最終的に入会集団構成員が納得したのは、 二名に対して、登記簿上の持分を承認し売却代金の分配が支払われることを内容とするものであったので、離村失権 落長らが大阪まで出向き折衝し、そして何回かの総会を経たのちにやっと全員の同意が得られて、 同意してもらい三原市への移転登記に協力してもらうためには相手の条件をのまなければ応じてもらえない、という 生田谷入会集団では、 しかし、この和解案が部落内ですんなり承認されたわけではなかった。それは、この和解案が離村者 結局、訴訟を取り下げることにしたが、これには被告側の同意を要し、これを得るために部 和解及び訴訟 訴訟の取下げに

なり、 を一にするものと思われるが、その説得の際、日本人の権利意識のあいまいさから玉虫色の説明が行われることにも とになった。」と述べている。この考えは被告側の、「入会権は消滅して、六六名の共有地となった」という主張と軌 名義人は部落から転出しても所有者として部落在住者と同じ権利を有するものとの考えに立ち、その持分を認めるこ 者全員に一致した認識が当時存在したとはいえないであろう。本件訴訟で被告側はこの和解の意味について、「公平 の考え方あるいは部落内部での争いの回避という考えから、むしろ積極的に離村者に持分を認める和解をした。 ところで、この和解契約書にある「所有権の四五分の一の持分を認める」ことの法的意味が問題となるが、入会権 説得に応じた入会権者にも、恒久的に離村者に権利を認めるとか、実際に所有権を認めるとかの認識があった

うことができよう。

れたものと考えるべきであろう。 ある(それというのも、 ものとは思われない。むしろ登記処理のためのやむをえない出費だという認識があったにすぎないと考えられるので つまり、この和解は、 訴訟そのものが便宜的に所有権の時効取得を原因として行われたように、 何の犠牲において離村者に権利を与えるのかという認識は極めて稀薄だったからである)。 和解も便宜的になさ

74

解は、 たのは、 利することにもなった。登記を軸に権利を論ずることにまがりなりにも根拠を与えることになったのである。この和 本件生田谷入会集団において、入会権者のうちの登記名義人と登記名義を有しない入会権者の権利意識に相違を来し 権利意識の原点が潜んでいたと思われる。つまり、所有権と入会権の分離が権利意識の中で進行を始めたのである。 しても登記名義人が地盤に対する権利を失うことはないのである。そこには両者の権利は異なったものであるという ところが、いざ和解が成立した後は、この「権利を認めた」ということが、一部の「登記は強い」という考え方を 登記名義を有する入会権者にとっては、どちらに転んでもいいという和解であったと思われる。どのように解 移転登記手続に絡む一連の事実(和解を含む)を契機とするものであったといってよいであろう。

6 分配の時点(昭和五五年一一月以降)

三原市の売却代金の分配の時点においては、 一部の登記名義を有する入会権者の権利意識が露骨に表面に出たとい

とになっており、 続等が登記名義を有する入会権者と有しない入会権者とでは異なるためにそれぞれの会合が別個に開かれる理由もあ い入会権者で別個に会合を開き、双方の意見を部落長が調整するという形がとられた。移転登記手続に関しては、 たが、分配については、売買契約の時点ではS開発からの賃料の分配の例にもあるように均等に分配するというこ まず、 分配にあたって協議がなされたが、この協議は部落長Yの意見によって登記名義を有する入会権者と有しな 別個にしなければならない理由もないのに分かれて会合を持つことになった。これは、 登記名義を 丰

配して、 れるようになり、 有する入会権者の一部に、登記名義のあるなしでは権利に差があるのだという意見(均等分配への異議) 別個に会合を開くようになったのである。 登記名義を有しない入会権者のいる総会の中でそうした意見が出れば総会がもめると部落長Yが心

得するはずもなかったであろう。つまり、多くの入会権者にとって、この分配金は一時限りのものであり、入会権 を失わせることになるなどということは一切考えてもいなかったであろう。 認めたり所有権を認めたりする意思はなかったと思われる。少なくともこの時点で、こうしたことが、自分達の権利 である後者の考えに立つ入会権者が結局納得したのは、 離村者全員に対して権利を認めたのだと考える人と、二名以外には払わなくてもいいという考えの人とがおり、 のか、この点が問題となるが、一致してすんなり払われたものではないことに留意する必要があろう。 の一を渡す」という書類を離村者に配っており(甲一九号証)、当初は部落長Yも均等分配を考えていたようである)。 のであった(もっとも、 るので別にして、残る離村者一五名分と在村の入会権者とにつき、登記名義のあるなしで分配金に差がつけられたも なぜ離村して失権した者に対して、 そうして出された結論が、離村者中和解の当事者である二名はすでに四五分の一ずつ三原市から支払いを受けてい そのために支払うのだというものであった。事実、そのように説得しなければ登記名義を有しない入会権者は納 一方で部落長Yは二名以外の離村者に分配する以前に、「売却代金として得た金額の六六分 しかも原告の主張に何ら異議を申し立てなかった者にまで分配金が支払われ 離村者にしても移転登記に協力してもらわなければならな 和解によって

で部落長Yが、このように登記があれば権利があると考えていたことは、和解から分配に続くなかで、 れば分配をするということを公認することにもなり、登記は権利と結びついているからだということになろう。 簿にあるんだから土地代として支払わんにゃいけんだろう」(部落長Yの本人調書)に代表されるように、 しかし、一方、 登記名義を有する入会権者の一部では、二名以外の離村失権者に対して分配をなすことは、 他の入会権者 登記

田谷の入会権を解体に追い込んだ張本人といえるのではなかろうか。

として、地権者と入会権者という両者を区別する呼称(後述)が使われるようになったことがあげられる。 なった。しかしそれは、根拠のない、誤解によってもたらされた権利の差といってよいであろう。 (全員ではないことに留意しておく必要がある)と登記名義を有しない入会権者の権利意識の差が表面化することと に影響を与えたものと思われる。ここに、生田谷において、登記名義を有する入会権者と有しない入会権者との 登記をめぐり、 権利意識に溝が生まれたということができよう。こうして、登記名義を有する入会権者の一 その象徴的な事柄 部 間

六

S開発の離村者からの登記上の持分取得の時点(昭和五九年四月以降)

うしてみるとこの部落長Yは、部落のための部落長ではなく、S開発の代理人という印象さえ受ける。 分は譲渡できるという(よく言えば)錯誤、(悪く言えば)自分に都合のよい解釈が部落長Yにあったのである。 んだったら売買はもう自由にできるようになったんだと判断しました。」(Y本人調書)というように、 んだものである。 S開発の持分取得は、まず、 通常では部落長という責任ある立場にある者として考えられないことだが、「登記簿に載っている 離村者のFからもちかけられたものであり、これを当時の部落長YがS開発に持ち込 登記簿上の持 Yが生

らためて強くもつに至ったのである。それが次の確認決議書につながる。 不満をもった。 しかし、これに対して多くの入会権者は、離村して権利を失った者からなぜ買い取らなければならない やむをえず分配はしたが、それは便宜的なもので、真意で持分を認めたものではないという意識をあ

入会権の確認決議の時点 (昭和五九年四月、 五月

入会慣習、規約を確認し、これを「生田谷共有山契約書」に結実させて入会権を守ったのである。 といえよう。 入会権の確認決議には三三名の入会権者が署名した。これは明治二六年の「生田谷共有山契約書」 かつても入会慣習があいまいになり入会権消滅の危機に至ったことがあるが、その時、 今回の確認決議 入会権者は再度 にならっ

のだという

と思われる。 入会権の否認に動き出したS開発に対し、入会権の存在を主張することによりその行動を抑止しようとしたもの 入会権者が入会権の知識を得て、 入会権を守るために再度統制の強化に乗り出したものであり、

9 供託の時点(昭和五九年一二月)

をもっと判決は重視すべきであったと思われる。

いえよう。 生田谷住民がこれを受領しなかったのは、受領すれば、このS開発の主張を認めることにもなるから当然であったと ことを前提とするものであり、原告敗訴後の登記名義人にしか賃料は支払われないという態度と共通するものである。 は った持分に相当する額を一方的に差し引き、残額を提供し、これが拒絶されたため(受領拒絶)であった。この考え S開発は、 地盤所有権は生田谷入会権者五〇名の共有入会地(総有地)ではなく、登記名義人四五名の民法上の共有という ゴルフ場用地の賃料を昭和五九年度分から供託するに至った。供託理由は、S開発が離村者から買い取

国 登記と入会権の権利意識

徳

できる。そこで、以下では入会権と登記の関係についてみていきたい。 以上みてきたように、一部の入会権者の権利意識の変化は、 登記というものと密接に結びついているとみることが

(1)登記制度と入会権

年六月一九日民録九輯七五九頁)。そのうえわが国では登記に公信力が認められていないので、 そもそも期待できない。そのことから入会権と登記とは無関係であることが判例上も認められている(大判明治三六 記法第一条)。したがって入会権は入会権として公示する手段を持たず、真実の権利関係と登記とが一致することが 周知のように、わが国の不動産登記制度においては、 入会権は登記すべき権利として定められていない 別に取引の安全を保 (不動産登 され、

昭和四三年一一月一五日判時五四四号三三頁、最判昭和五七年七月一日民集三六巻六号八九一頁)。 を取得し得ないとされる。 護する規定の適用を受けないかぎり、仮に登記を信頼して取引をなしたとしても、 判例は、 入会権については民法第九四条二項の適用のないことを明らかにしている 無権利者からは何ら実体上の

続との問題を生じるため、 の変動に合わせてする)移転登記上の持分の分数的計算が煩雑なこと、入会権者の死去に伴う承継の場合には共同相 いうのも、 よる記名共有の方式によるものが多い。しかしそうしてなされた登記もその後は放置されていることが多い。 格のない部落名での登記が国の指導により実質的にはできなくなったため、入会権者の一部の代表登記または全員に の要請を受け、 しかし現実には入会権も、 真実の権利者と登記上の権利者との不一致が多く見られることとなる。 絶家や離村による失権の場合、所有権の移転登記に協力してもらうことが困難であること、また 何らかの登記がなされている。 などである。このような理由により、たとえいったんは登記がなされても、 共有入会権については、 その所有名義には、 地盤の共同所有形態の一つであることから、 かつては「何部落」というのもみられたが、 土地所有権の公示 その後は放置 (権利者 それと

現実の権利者によってなしうるのに対し、 その土地は入会地ではなくなり、 もない登記の移転が要求される段になるとにわかに問題を生じることになる。 地である以上は)とくに問題を生ずることはないが、(本件入会地の三原市への売却のように)入会地の処分等にと こうした真実の権利者と登記上の権利者の不一致も、入会権と登記とは無関係とされている関係上、 すでに権利を失っている者が、この時点であたかも権利者であるかのように復活し、これが権利者たる虚像を生 実体上の権利者に一致させることが求められるからである。そしてその手続において、入会地 通常の土地所有権としての公示を要求され、 移転登記はあくまでも登記義務者たる登記名義人によってなされるのであ すなわち、入会地の処分がなされると (放置されていた)登記簿上の権利者 通常は の処分は

むことになる。

入会地盤が共有名義―それも数名の代表者ではなく全員もしくは相当多数の共有名義―で所有権登記

ら難しいと感じた」と裁判において証言している)。 ことになる。 としても、現在の法制度の下ではやむをえないことかもしれない。たとえそれまで皆の共有地(入会地)という認識 のである(当時の部落長Yは、離村失権者の権利を全部なくしてしまうことについて、「登記簿に載っているんだか 過去に遡って相続登記をしたりすれば、登記に対する信仰があわさり、 があり、それに異を唱える者がいなかったとしても、現実に、運動公園用地の売却に伴いその登記上の処理のために、 がされると、 本来は消滅している権利も、登記という外形が残存することによって(権利意識の中で)復活してくる その名義人となっている者が自己に入会権ではなく民法上の個人的共有権があると考えるようになった 意識の中では登記によって権利が創設される

よう。 流れ、 された「所有権の持分権を認める」という内容の昭和五五年の和解であり、第二が、 していくのである。こうした虚像の権利意識に輪をかけることになったのが、第一に、離村失権者二人との間で交わ ものと考えられる。 離村者に権利を認めたものととられかねないものではあった。 にも売却代金が分配されたことである。そのこと自体は本来、 本件の場合も、 離村失権者本人はすでに死亡し、入会権というものに疎いその子孫に代替りしていたということも影響してい 実は純粋に登記上の問題にすぎないものが、 すなわち、登記という外形によってもたらされた虚像たる権利意識が実体としての権利関係を崩 そしてもう一点つけ加えるならば、 別の意図の下になされたものであっても、 登記への信奉と相俟って、実体関係を脅かすに至っ 和解の当事者以外の離村失権者 離村失権から時は 形の上では た

に きよう。 を求めるためにはなにがしかの見返りを要する。ひとつひとつについてみれば、その場その場で精一杯対応しているの 本件紛争は、こうした本来、 登記中心の権利意識が入会権を蝕んでいくことを結果として許してしまった。それまで自分達の権利は共有入会 権利は喪失したけれど登記は残っている。 離村により失権している者の登記が残っていることから発生したものということが 移転登記はしなければならないから登記義務者の協力がいる。 協力

入会権者全員を組員と呼び、

生田谷においては、それまで本家筋、分家筋という呼び方はあったが、

の権利の差の存在を、

厳に分かれていたものが、長年の間にまるで全員の共有地のように権利があいまいになり、それが今回

両者を分断する巧みな誘導を感じざるを得ない。本当は地盤所有者たる地権者と入会権者とに

権利の差はなかったのである。ここに、登記名義を有する入会権者と有しない入会権者

地権者という呼び方はなかったものである。

- 認識に立ち返ったとでもいうのであろうか。登記を有する入会権者にとって自分達が

地盤を所有する者であるということは決して悪い話ではないであろう。

有者が固定されることになるわけであるから、

それだけみれば、

自分やその承継者達が離村失権によって土地の所有

(民法上の共有=個人的共有) としてその所

少なくとも、

離村すれ

(登記名義を有しない入

|の紛争の中で

権利がなくなる権利である入会権から離村しても権利を失わない共有権

会権者とは異なり)

権なのだという認識があったとしても、 市への移転登記は簡単になしえ、離村失権者が権利者として復活することもなく、 にもなってくるのである。 がある。 そのために、 それまでの慣習の方が間違っており、 もし仮に、入会集団が入会地を共有入会地として登記し得たならば、 共有入会権には確固たる支えがないのに対して、共有権には登記という支え 登記に示されたものが本当なのだという意識をもつよう 本件紛争は生じなかったであろう。 生田谷部落から三原

(2) 地権者と入会権者

使いは、実に巧みに入会権者の誤解を誘導し、権利意識の上で所有権と利用権の分離を図るものといえよう。 り、入会権者は単に毛上物の採取をする権利を有するにとどまる者という意味に使われているようである。この用語 生田谷においてはこれとは異なり、地権者を入会権者と対立する概念に置き、 等)を広く指し(土地収用法第八条二項及び三項参照)、入会権者は地権者の内に含まれるものと思われるが、 ゆる行政用語であろう。 地権者という語は法律用語ではなく、 本来の意味としては、 また、 土地所有者及び土地に関して権利を有する者 広辞苑にも載っていないことが示すように日常用語ともいえず、 地権者は土地所有権を有する者であ (地上権者、 地役権 本件 Ļ١ 者 わ

__

識はなかったからではなかろうか。

おいては考えられないことである。本当にこのように考えているのは、 権を失うことは回避できることになる。しかし、この地権者という語がもつこうした権利関係は少なくても生田谷に 本件訴訟で原告側には登記名義を有しない入会権者のみならず、登記を有する入会権者が一二名も加わっている 登記の有る者も、 登記ゆえに自分達の権利が強いもの、登記を有する者のみが地盤所有権者であるという認 実は数名しかいないのではないかと思

新戸とは同じ入会権者であってもその権能には歴然とした差があり、 格上げはありうるので完全に固定された共有者集団ということもできない)。また、隣接する山中部落でも、 管理処分権限を有していたとされるが、その場合には、共有財産管理委員会というものがありそれに出席する資格も どまるものとの間にはその権利には差がある場合もある。例えば、山梨県の平野部落では、九二戸の旧戸集団のみがぽ) がっていく。このように、入会権者の中でも、旧戸集団構成員たるものとそうでない者すなわち単なる入会権者にと を形成することになり、入会地の処分等の重要な議案については本家集団のみが議決権を有するということにもつな 家の前では一戸前とはみられず、その大きな「家」を代表するものは本家でしかなかったこと、分家が本家との関係 るというところもたしかに存在する。それは、入会権が封建的な「家」制度を根底に据えており、 と新たに入会権者として加わった者との間に権利に差を設ける必要があったものと考えられる。 とされる。これは山中湖周辺の観光地化に伴い、人口の流入が昭和四○年を境として多くなり、 旧戸集団に属さない入会権者にはなく、 では弱い立場に置かれていることからくるものと思われる。そこでは権力機構的にも入会集団の二重構造というもの する「家」(旧戸)とそうでない(分家を含む)新しい家(新戸)とではまったく同じ権利ではなく、 さらに、これに関連して、 いわゆる旧戸・新戸の関係につきふれておこう。 また、分配にあずかることもできないとされている(但し新戸から旧戸への(ff) 旧戸のみが所有権ないし分割利用権を取得した 入会集団の中には、 旧来からの入会権者 いわゆる分家は本 村に古くから定住 権利に差があ 旧戸と

うな用語使いが行われるようになったものと考えるべきであろう。 び、そのときから、 ととらえることは妥当ではないといえよう。むしろ、このような登記の状態をはじめて身近に感じるという事態に及 何らかの二重機関性すなわち入会集団全員の総会の他に地盤所有権を有する者の総会が別にあるのが普通であるが、 権利内容を考えるうえにおいても留意すべき点であろう。前述したように、そのような入会権に差がある場合には、 では、本家筋と分家筋という呼び方とその関係は確かにあるが、それは上下の関係で繋がっているものではなく対等 生田谷入会集団においてはそのようなものはない。したがって、共有者集団と入会集団の二つの集団が存在してい な関係であった。この点が本家と分家で権利に差がある入会集団と違うところであり、本件生田谷における入会権の つ平等に義務を負担してきており、このような入会権の権利内容の差はないものとして今日まで至っている。 しか 生田谷入会集団においては、S開発の賃料の分配においてもそうであったように、 一部の登記名義を有する入会権者によって自分達の権利の優位性を示すために、意図的にこのよ 平等に利用収益し、 生田谷 か た

かでない、 登記のない者には金は払わなくてもよいという意見が一部の者から出てきたために、全体の会合で発言されたら穏や 点で入会権を消滅させ個人的共有地に変化させ、 は存在しない。 権者となった新戸による地役入会権に分離したと解さざるを得ないが、そのような合意があったものと認むべき事実 入会組入りした者との権利に質的な差があったものとは考えられない。そのような考えをとるためには、いったん登 (3) 思うに、 (地役入会権者) という判断が働いたためである)。S開発からの賃料の分配金が均等であったという事実もそれを裏付け 全員の合意により入会権を消滅させ個人的共有地に転換させ、 そして以後、 登記名義を有する入会権者も、たまたま登記をする時点で入会権者であったというだけであり、 の二重構造となったわけではない 生田谷入会集団の入会権の内容は今日に至るまで変化はしていない 以後は、登記簿に名を連ねる地盤共有者と恩恵的に利用をなしうる (地権者と入会権者とで別個に会合を開いたというのも、 旧戸による共有入会権と、 のである。 その後に入会 後に

会集団の一員として仲間入りを認めた以上は、

このように、

生田谷における本家筋と分家筋という関係は、

地盤所有権については本家筋のみが有するという論理は、

入会権者に関しては対等のものというべく、

一つの入

においては容認されないものと考えられる。

Ŧ 結 び

がら、 のに分離しやすくなっているのである。 益の減少や入会権の利用形態の変容などにより弱くなっていきがちである。そして、入会権と登記は無関係とされな られず、あいまいな権利意識の中で守るのは入会権者の団結だけだといってもよいのに、その団結すら、 おいて登記が実体的権利関係を反映していない場合にはいっそうそれがいえよう)。このように入会権は登記にも守 権利意識もきわめてあいまいな、誤解の入り込みやすい脆いものであるといえる(とくに本件のような共有入会権に 利の内容を民法規定自体は明らかにしていない)。そして、権利そのものがそのような性格であるために、 入会権 とされていることから、近代的権利概念の中ではきわめて不安定であいまいな権利であるといえよう(少なくとも権 (1) 以上みてきたように、入会権は、登記制度などこれを支える法制度が十分でなく、また、各地方の慣習が法源 現実には、 登記という厳とした壁に突き当たり、共有入会権は、権利意識の上では、所有権と利用権というも 共同利用収

的な定義付けとしては、「入会権とは、一定の地域の住民が、一定の山林原野等において、共同で収益 入会権をも包含した入会権全体の定義付けとしてはやや不十分である点も指摘できるであろう。 (2) 共有入会権が、 権利意識の上で所有権と利用権に分離しやすいのは、 まず、 従来の入会権の定義付けが、 例えば、 従来の一般 -主として 共有 中途半端に登記の方法があるがゆえに、かえって権利の実体がみえなくなり、

して表わされてしまう。こうした実体と登記の不一致が、先の入会権の利用権的概念と重なり、

実体は共有入会権の地盤であっても、登記の上では記名共有ないし代表者登記によって所有権の共有と

入会権を脅かすことにもつながってい

すでに述べた

登記のある者は共有

ように入会権は入会権としての公示方法を与えられていない。のみならずまったく登記の手段がないならまだしも、

(3)次に登記についてみれば、一般の不動産所有の観念上もっとも信頼の置かれている登記の上で、

たがって、今日の入会権の利用形態の変容の中にあっては、入会権の定義としては、共同所有形態としての共有入会 地盤所有権の共有とに意識の上では分離しやすくなってしまう。こうした権利観念を登記が後押しをしている。本件 権者による地盤の共同所有(総有)という観念と衝突し、共有入会権はいつしか利用収益権としての入会権と、 か観念できないものが多い。たしかにこうした入会権の定義は、古典的共同利用が中心だった時代においては、 を置くのではなく、共同管理・支配の点に力点を置いた定義付けがなされるべきであろう。(※) だし、これに限らない)――に対して総有的に支配するところの慣習上の物権である。」、ないし、「部落 権を視野に入れた、「入会権とは、村落共同体もしくはこれに準ずる共同体が土地――従来は主として山林原野 において、入会権者と地権者という呼称が生まれてきたのも、こうした誤解から生じたものといえると思われる。 という疑問を生むことにもなるであろう。利用収益権であるという限定された定義は、共有入会権の本質である入会 くことにもなろう。また、入会権が利用収益権に限定されるものであるとすれば、では、地盤の権利者は誰なのか、 んだ定義づけとしては不十分であろう。これでは、利用収益していなければ入会権ではない、という誤った考えを導 入会権、共有入会権の双方において妥当し得ていたといえようが、今日の、共有入会権における商品経済的利用を含 定地域に居住する住民集団が山林原野などを総有的に支配する権利である。」というように、 **秣草・薪炭用雑木等の採取** ―をする慣習上の権利である。」というように、素直に読めば一種の利用(窒) 共同収益の点に力点 (村落) など、 権とし 残る

四

入会権者の中にもそういう意識がないとはいえない。」といわれる通り、登記の虚像によって権利意識が左右される(ឱ) 意識が実地には強く存在しているということである。入会権を否認して所有権化したと主張する人だけではなくて、 権者として、登記のない者は入会権者として当該地盤を利用する、という観念を招くことにも繋がるのである。 の中で民法上の共有と混同しやすくさせている。伊藤教授の、「登記には公示力だけでなく、公信力さえあるという に述べたように共有入会権にあっても入会地とは呼ばれず共有地と呼ばれることが多く、このことも入会権者の意識 すで

けて、 もなるのである。 る有力者であればなおさらである。沈黙することは賛成することにもなり、 く、ともかく「権利を認めた」ではないかと事実を突きつけ、同様に、「訴訟に負けた」ではないかと事実を突きつ すら脅かそうとしているのである。さらに、本件における一連の事実の積み重ねをみるとき、 う事実(不動産については占有よりも登記状態を権利の事実をとみる方が妥当であろう)が権利意識も、そして規範 妥協することが予定されており、言わばなしくずしに連続している」という言葉を借りれば、本件の場合、 ぼすのであり、したがって、そこでは事実と規範とは明確に分裂し対立してはおらず、事実と規範とは、 ことになるのである 川島武宜教授の、「右のような所有権の意識においては、その時その時の事実状態が権利の規範的内容に影響を及 権利関係、 権利の譲歩(放棄)を迫るのである。 規範すら揺るがす点である。有力者の発言は他を黙らせる。自分の生活に直接影響を及ぼす地位にい 加えて本件訴訟で考えさせられることは、入会集団内の有力者の存在 争いのない事実として公認されることに そこには法理 はじめから 登記とい は

なるが、 であろう。しかし入会理論上はそう考えることは困難である。本件生田谷入会紛争では、 共有入会権が、 いったん離村失権したものをしなかったものとする解釈は困難である。また、 民法上の個人的共有権と利用収益権たる入会権に分離するということは権利意識の上では容易 前述したように、共有入会権 離村失権者の復権が問題に

名義を有しない入会権者が一七名の離村者に権利を放棄したと解釈する以外にはないであろう。 の離村失権において所有権だけは失わないということはありえない。そう解するためには、①その時点ですでに規約の離村失権において所有権だけは失わないということはありえない。そう解するためには、①その時点ですでに規約 が失効していた。②規約は失効していないが、後日、権利を離村失権者にも認めた。③入会権が消滅した時点で登記

らない。考えられるのは、③の、入会権が消滅した時点で、登記名義を有しない入会権者が一七名の離村者に権利を 釈についても、 年の規約改正のときにも離村失権の条項は確認され生きているのであるから、とうてい採ることはできない。 あり、もう一つは入会権の利用内容が変容していくものである。後者については、古典的共同利用からみればもはや こうしたいわゆる入会権の解体現象には二つのものがあるように思われる。一つは、入会慣習が弛緩していくもので 放棄したという解釈のみであろう。しかしこれも、そんなことは事実としては存在しないのである。 ではあり得ない。そしてこの解釈を採れば共有権者は必然的に四五名ではなく六七名になることに留意しなければ (5) 入会権は、 しかし、①の解釈については、離村失権者とされる者は遅くとも昭和三二年には離村しており、 では一体誰がどのようにして権利を認めたものかが明らかにされなければならないが、入会集団自体 共同作業の減少、 利用形態の変容などにより、いよいよ「入会権らしくない状態」へ進んでいく。 昭和四二年、 ②の解 四七

認されているということができよう。 入会権の行使とはいえない状態にあっても、 なお、入会権が存続しているとみることができることについては今日承

弱化に対して自らこれを強化し再確認しようというもので、 払うべきであろう。その一つとして、入会権の確認決議がある。入会権の確認決議は、入会権者が、入会権の慣習の 消滅を意味するものではなく、 相続など入会権慣習の弛緩が訴訟上の争点ともなったが、すでに述べたように入会権の解体状態は必ずしもただちに 前者についても入会権の消滅との関係で問題となり、 たんに過渡的な状態として、その後入会権が再建されることもありうることに注意を 本件生田谷紛争においても持分譲渡禁止の慣習の弛緩、 時代の要請によりに変容を迫られる入会権の中で、 それ

ある。とくに共有入会権についてはそれがいえよう。 の入会権の解体は進行していても、権利としての入会権はなお慎重にその消滅を検証していかなくてはならないので われる)。そして生田谷では、現にこのような入会権の再建というものを期して行動しているのである。 るということが解るであろう。入会権の存続を認めた上で、その後の処し方を入会権者全員に委ねるべきだったと思 う繰り返しであったと思われる(裁判官は、もうこんなに内部が割れていては入会権として存続させる意味はないと た。入会権は、 ৱ্ いう判断を下したのかもしれないが、それは、この明治二六年契約書及び判決後の生田谷の動きをみれば間違い たし、入会権消滅の危機に瀕したために、これまでの慣習を再度確認して集団の統制を強化しようとしたものであっ でも入会権を守ろうとする人々の入会権の権利意識の結晶たる行為としてしばしば見られる。生田谷入会集団におけ 明治二六年の「生田谷共有山契約書」なる確認決議書も、実は入会地の分割利用が進む中で利用秩序に混乱を来 それが集団的な統制を保ち得てのみ存在し得るものであるから、崩れそうになっては立て直し、とい 現象とし であ

ないことはすでに述べた)。そこで、仮に判決がいうように入会権が消滅したとして、一体、 たのかを考えてみることにしよう。 (6)本判決は、本件入会権は少なくとも本件訴提起の時には消滅していたものと判示する(この判示には賛成し得 誰が地盤所有者にな

に消滅したと判示する以上、消滅がその間のどの時点にしても二一名の登記名義を有しない入会権者は共有者に含ま 権者の変動はないのであるから、判決は昭和四○年頃までは入会権は存在していたと認め、 権者としての資格を取得したのはいずれも昭和四二年以前であり、そしてそれ以後、本件訴訟提起前までの間に入会 が民法上の共有に転化する場合、理論上、入会権が消滅した時点での入会権者が共有者になるということになる。 この共有地は共有入会地であり個人共有地ではなかったと認定されているので(判決理由第二の一)、 いつの時点で入会権が消滅したのかを特定する必要があるが、二一名の登記名義を有しない入会権者が入会 かつ本件訴訟提起前まで 共有入会権 ということも起こり得よう。

うことになろう。 集団五○名と離村者一六名の計六六名が民法上の共有者となった、という解釈も成り立とう。これを基に考えれば、 抗弁の違うところは、入会集団が離村者にも「権利を認めた」という点であり、この主張を容認して考えれば、 六名による個人的共有に転化した」という内容があるのもそれを一部認めているということであろう。ただ被告らの れるということになり、結局当時入会権者であった五〇名の共有地ということになろう。被告らの抗弁の中にも「六 「おまえ達には権利がない」とされての、登記名義を有しない入会権者の譲歩は、 無用な、 錯誤のうえでの譲歩とい

二八

落外の者が共有持分を取得することは十分考えられる。そうなればゴルフ場用地としての確保はかえって困難となり う。また、これが処分できるものだとなれば、これまでのように共有持分が部落内にとどまり続ける保証はなく、 地の賃貸借契約を入会集団と締結しているのであって、共有持分権者全員と個別に賃貸借契約を締結しているわけで 思はないようである)。それらを考えると、入会権を認めていた方がゴルフ場の経営にはかえって賢明な策であった かねない。 はない。共有入会権が消滅して共有になったとした場合、今後の契約は持分権者全員となすことを要することになろ (7)ただ、入会権の消滅を主張したS開発にとっても、この結論が幸いするかは疑問である。 それともはじめから、すべての持分を取得するという意思であったのだろうか(現時点ではそのような意 S開発はゴ ルフ場用

だったというべきであろう。少なくともそこには錯誤がある。そして、これが意図的なものであったとすれば、 登記の上に、既成事実を重ね合わせ、法理論ではなく雰囲気によって押し切られた。まったく法律的なところはひと つもないという印象を受ける。 を追っていくと、登記名義を有しない入会権者は、実に巧みにその権利を搾取されたという印象をもたざるを得ない。 (8)ある意味では、これは裁判を通じての詐欺である、という思いを筆者は抱いている。 登記としての権利意識はあっても、 入会権としての権利意識というものは極めて稀薄 生田谷紛争の一連の流

名義を有しない入会権者に権利を放棄させた行為は、詐欺にも値するものといってよいであろう。

防止し、入会権であることを公示する一助となる方策として期待されていることを付言する。(ヨ) の処理として、(登記原因として)「委任の終了」という方法が認められるようになり、共有名義を有する者の専横を しての登記方法を認めるなどの立法的解決が与えられるべきではなかろうか。これに関して、今日では入会権の登記 ある。そうした原因をつきつめていけば、登記上の問題にいきつくのである。とくに共有入会権については入会権と みることができる。権利を守るためのはずである裁判が逆に権利を喪失させる結果になっていることは皮肉なことで 的なもの-すなわち誤解に基づく権利意識の変化と、これによって進む実体的権利の変容(入会権の解体・消滅) ができるのではなかろうか。ここにも和解・判決がもたらす形成的効果-それは必ずしも法律的なものではなく意識 としての権利意識が登記という事実に基づいて生まれた虚像としての権利意識に破れ、 (9) 思うに、生田谷の入会権は、 昭和五三年の訴訟およびその和解と本件訴訟判決の二つの訴訟によって、 解体の道を辿ったということ

(1) 船橋惇一『物権法』 存在」とされる。 (有斐閣、 昭和四七年) 四四四頁によれば、「団体は個人の総体ではなく、むしろ各個人から独立した

(2) 奈良正路『物権法新釈』(法錚閣、昭和九年)四頁。

(3)入会権を喪失するということは、共有入会権においては、その権利が包含する一切の権利すなわち共有権さえも失うこと 権の問題自体すら生じない。 を意味する。したがって入会権を喪失しても共有権は残るという論理はなり立たない。この点、高知地中村支判昭和三九年 入会権の喪失以前に全員で入会権が消滅させている場合には、共有権をもつことはできるが、そうなれば、そもそも離村失 一一月一八日の見解には従えない(川島武宜編集『注釈民法(7)』五二七頁[川島]参照)。 なお、 理論上は、

(分け地) 利用においては、 入会集団が入会権者に入会地を、 入会権者である限りにおいて信託的に占有を認めてい

<u>二</u> 九

前掲注(1)四五八-四五九頁参照)。 るものといえよう。不公平にならないように割り替えというものが行われることがあるが、なかには独占的占有が長期にわ | 所有権とほとんど変わらなくなることもある。その場合にはもはや入会地から外れたと解してよいであろう(船橋・

- (5)契約利用については、もやはこれは入会権ではないという見解(例えば、小林三衛『ジュリ増刊・不動産物権変動の法理』 の相違ということができよう。 であるとされる。ただ、入会利用は少なくとも農林業の範囲内であるべきとの見解も有力に主張されている。ただその場合 権とは「入会林野を管理利用する権利」とされ、「その林野に対する権利が部落の統制の下におかれているかぎり入会林野 **囲内にあるものと解してよいのではないかと考える。同旨・中尾前掲注(4)六頁および三四頁以下。それによれば、入会** る)もあるが、入会権を土地を集団的統制のもとに管理する権利と解すれば、契約利用に入会地を供することも入会権の範 利用というのはもっぱら土地を貸しているものですから、入会権の利用形態と見ることは疑問です。」(同一七二頁)とされ 思います。……別荘地やホテルに土地を貸しているのが入会的利用だということはできないのではないかと思います。契約 他人に契約によって利用させている場合であって、他人に入会をさせるわけではありませんから、除外してよいと思います」 いえないのかどうか疑問である。思うにこれは、入会権の定義および共有入会権と総有の概念の違いに端を発している見解 土地の総有であり共有入会権ではないとすると、契約利用が終了し入会集団に土地が返還された場合に、もはや入会地とは (一六四頁)。さらに、「共有の性質を有する入会権から所有権が分離してその土地を貸しているにすぎないのではないかと (有斐閣、一九八三)一六二頁以下は、「これに契約利用形態を加える人もいますが、これは、入会利用とは違って、
- (6) この分類は、 ||三頁以下に依った。 船橋・前掲注(1)四四三頁以下、および中尾英俊『入会林野の法律問題』[新版](勁草書房、 一九八四
- (7)中尾英俊『叢書民法総合判例研究⑿入会権(2)』二頁は、地盤所有権を争う訴訟は明治期には少ないことに触れ、 は当時地盤所有権意識があまり強くなく地盤所有よりも入会用益権の方が重視されたからであろう。」とされる。
- 8 林をめぐる紛争・裁判は、形式的な所有権(要するに登記名義を主張するもの)と、実質的にいわば所有権も含む入会権の ことができよう。」といわれる。 存在を主張する部落との対抗という性格をもつものである。登記名義と入会権が深刻に分裂・対抗しあっている事例という 伊藤護也「入会権と所有権登記をめぐる紛争」広島大学法学叢書一〇巻一、二号(一九八六)一五〇頁は、「生田谷共有

(9)船橋・前掲注(1)四五九頁は、「入会権者が金銭的分配を受ける場合には、新加入者の制限は、

厳格にされる傾向にあ

- (10)Yはその本人調書(昭和六二年三月二七日)60項で、このように証言している。
- (⑴)現在の登記実務では、まったく争わない確証のある登記義務者(とくに数代の相続が含まれている場合)に対しては、こ の取得時効を原因とする移転登記手続が用いられているという。
- ずしも相手方の主張を認めたものではないことは、国際間の特許侵害訴訟での和解をみてもうなずけよう。この五三年訴訟 したがって、これに基づく和解についても、便宜的意味合いが強くなることが考えられる。 であり、まさに便宜上の方策である。こうせざるを得ないのは、入会権の登記上の処理が非常に繁雑を極めるためであり、 そのものが、本来は、入会権の喪失によって登記上の入会権の持分(登記上は地盤所有権の共有持分)が入会集団に総有的 に帰属することになることを訴訟上争うべきなのに、時効取得を原因とする地盤所有権の取得を請求原因としてあげたもの 和解は、裁判の目的と訴訟経済(訴訟に要する歳月および費用、とくに後者)との関係でなされるものであり、
- (13)通常、入会権という法知識が入るまでは、現地では入会地と呼んだりはせず共有山、共有林という呼び方をする。
- 쑀)入会権者の変動をその都度登記名義上も変更してきていたらこのようなことは起こらなかったであろう。しかし、几帳面 そのことは責められないであろう。 にこれを行っている入会集団はいくつかの文献をみたかぎりでは皆無である。入会権は登記とは無関係ということからも、
- の実証的研究』(法律文化社、一九八四)二ー三頁参照 渡辺洋三・北条浩編著『林野入会と村落構造』(東大出版会、一九七五)二二一頁 呂碩聡 参照。 中尾英俊『入会裁判
- 渡辺・北条・前掲注(15)八九頁。
- 17) 渡辺・北条・前掲注(15) 九〇頁。
- (18) 渡辺・北条・前掲注(15)二二一頁。
- を認定している。 青森地判昭和三三年二月二五日下民集九巻二号三〇二頁では、この二点をもとに分家も本家と平等の入会権を有すること
- (20)この場合には、登記の時点ではすべての入会権者が登記名義人になり、その後組み入りした者が地役入会権を有すること の判決は、仙台高判昭和五五年五月三十日判夕四二一号一〇四頁の差戻審である。 人になったと認めた事例として仙台高判昭和六三年九月二六日(判例集未登載・中尾「非論理」六頁以下参照)がある。こ になる。これとは異なり、保存登記の時点で、部落の入会権者が共有入会権者と地役入会権者に分かれ、前者のみ登記名義

- 川島武宜編『注釈民法(7)』五二七頁[川島]盛岡地判昭和三一年五月一四日下民集七巻五号一二一七頁参照
- (22)我妻栄『物権法』(岩波書店、昭和二七年)二九四頁。その他の学説については、北条浩『入会権学説集』上・下 林政史研究所、昭和四○年)を参照されたい。
- (33)入会権は、共有入会権と地役入会権を一緒にして一つの箇所で、それも地役権などの用益物権と並んで説明されているの が一般である。
- (24)船橋前掲注(1)四三七頁は、「入会権の説明としては、さらに、このような各利用形態への転化の現象をも、 ければならないであろう。」とされる。 考慮しな
- (26)川島武宜編集『注釈民法(7)』(有斐閣、昭和四三年)五一〇-五一一頁[川島]。 (35)地役入会権においては、共有入会権と異なり、登記に入会権が掻き乱されることはほとんどないと思われる(もっとも例 えば町有林となっていても、そこには入会権は公示されておらず、行政上の、旧慣使用権としての扱いを受けることがある)。
- (27)中尾英俊『物権法』(青甲社、一九七八年)一九三頁。
- 例は改められ、大聯判大正九年六月二六日民録二六巻九三三頁は、「この二者を区別するの標準は入会権者の権利が其共有 長の求釈明として「入会権でいくのか共有でいくのか、はっきりしなければ審理は進められない」という発言すらあったの こういう入会権観はかなり広がっているらしく、私が傍聴した日高等裁判所でも、原告の共有入会権の主張に対して、裁判 の地盤を目的とするや若しくは他人の所有に属する地盤を目的とするやに存し」と判示し、これが以後維持されているが、 治三七年一二月二六日民録一○巻一六八二頁)と解釈しており、いっそう共有入会権の理解を困難ならしめた。 -地盤の所有者は第三者もしくは入会権者中の一、二の者に属し毛上のみ共同収益者において共有する場合に限る」(大判明 裁判所における見解の混乱もこれに輪を掛けた。判例さえもはじめは、共有の性質を有する入会権(民法二六三条)を、
- (29) 伊藤・前掲注(8) 一七三頁。
- (30)川島武宜『日本人の法意識』(岩波書店、一九八八年)八五頁。
- (31) 本件においての対立は、実は、N氏派とその他の対立に過ぎないものとも考えられる。こういう人間関係の中で、 訴訟が終了した後でも、S開発株式会社のNや元部落長Yを除いた原告・被告の間にしこりが残っていないことからも推測 主張を期待することが無理といえるだろう。内心では原告の行動に理解を示していたものが少なくなかったであろうことは、

されよう。

- (33)前記釜山谷判決は、分け地利用について、これを入会利用として認めている。(32)伊藤・前掲注(8)一六一頁。
- 買ノ實權既ニ確立シ還ヲ如何トモスルコト適ワス徒ニ噬臍ノ歎トナルヤ明ケン 併スルノ情勢アリ故ニ今ニシテ奮起英断以テ之レカ復旧ノ策ヲ講セスレハ後世数拾町ノ山林ハ擧テ一ニ至當者ノ専有物トナ 例セバ猶死人ニ衣食ヲ與ヘテ生者ヲ饑餓セシムルガ如シ豈不義不法ノ極ナラスヤ加之目下既ニ富者ハ貧者ノ分當地ヲ買収兼 リ之レニ反シテ同年後ニ絶家シテ更ニ其形跡ヲ存セサルモノハ依然一部ノ山林ヲ所有スルノ奇觀ヲ呈スルニ至レリ今之レヲ シテ一味平等ニ其徳沢ヲ共受セシメン為メ爰ニ生田谷現住戸主ノ契約スルコト如件 ヤ其非ヲ正シ正路ノ旧法ニ復シ左ニ数條目ヲ揭ケ生田谷共有山ノ性質行用ヲ明カニシ爾後永久各自ノ子孫即チ生田谷住民ヲ ルヤ必セリ矣當此時貧者日々薪炭肥料ノ欠乏ヲ訴フルヨリ爰ニ始メテ先非ヲ悟リ喧々囂々之レガ改革ノ論ヲ立ツルト雖モ曺 厳然一戸ヲ構へ諸種百般他人トソノ権利義務ヲ同ジクスルモノト雖モ獨リ共有山ノ一段ニ至リテハ全ク一ツノ不権利者トナ 祖先伝来ノ共有山ヲ其現在ノ戸別ニ配当分取シ恬トシテ其不徳義ヲ顧サルニ至レリ是故ニ同年後ニ於テ新タニ分家等ヲナシ キ是時ニ當リ着實惇朴ナル吾生田人民亦其風潮ニ侵サレ一時事理ノ正否徳義ノ如何ヲ甄別スルノ明ヲ失ヒ時正ニ明治十五年 徳節義ハ全ク地ヲ拂ヒ軽躁浮薄ノ徒口漫ニ権利ノ説ヲ唱エ単ニ己ヲ利スルヲ以テ公益ヲ謀ルモノナキ暗黒ノ世界トハナリニ その契約書の文頭には次のようなことが書かれている。「…然ルニ明治維新後殴風一タヒ吹キ来リショリ我日本古来ノ道 於是吾輩天地ノ公道ト祖先ノ厚徳ニ基キ今
- 広島高判昭和三八年六月一九日・最判昭和四○年五月二○日 (民集一九巻四号八二三頁) 参照。
- 組入りが認められたものである 宮地義昭氏であり昭和五七年入村となっているが、これは以前入会権者だった氏が弟に家を譲り転出し、その後再び帰村し、 昭和四二年規約改正に連署がみられるし、入村年をみると一名を除いていずれも昭和三〇年代以前である。 その一名とは
- (37)厳密にいえば、登記名義のない入会権者であった田中利夫がただ一人昭和五七年に離村失権しているが、この二一名中に は含まれていないので本件訴訟上は関係がない。
- 扱いになったことによる。 律問題』一五六-一五七頁参照。なお、離村者一七名が一六名に減じているのは、 中尾英俊「入会権の存否にかんする判旨の非論理」 (西南学院大学法学論集二六巻第四号) 訴訟提起後離村者の一名が死亡し、 四 頁 同・前掲注 5
- (3)中尾・「裁判による入会権の保護と解体」(西南法学二○巻一号)二頁
- 40) 船橋・前掲注(1)四五九頁。

〇)二七頁、五〇九号(一九九〇)一頁以下を参照されたい。(4)「委任の終了」(上)(下)」登記研究五〇八号(一九九(4)「委任の終了」については、江渕武彦「非法人団体資産の登記と『委任の終了』(上)(下)」登記研究五〇八号(一九九

三四